

実地検証せず、証人調べも取り消して どうして判決が書けるのか！

仲戸川裁判長（民事第5部）の暴挙に弾劾集会

3月12日、地裁民事第5部・仲戸川隆人裁判長は、被告不在の欠席裁判を強行し、とつぜん証人調べをうち切って事実上の結審を宣言しました。前代未聞のこの暴挙に対して、29日、全国から1580人が集まり弾劾の声をあげました。

●被告不在の法廷でいたい放題

裁判官忌避の即時抗告が出されたら、裁判手続きは停止しなければなりません。仲戸川裁判長は、法を破って開廷しました。

そして被告・反対同盟がいらない法廷で、裁判長もその必要性を認めて決定したはずの被告側3人の証人調べを理由を告げずに取り消し、次回を最終弁論・結審とすると宣告しました。

これは、私たちの立証活動をはく奪する暴挙であり、偏った審理の暴走です。

●「始めに結論ありき」の国策裁判

仲戸川裁判長の訴訟指揮は、始めから原告・空港会社に偏っていました。最大争点の地上権を証明する木造建物の検証をかくくなく拒否しました。強権的な訴訟指揮を乱発し、不当逮捕を引き起こしました。

「犯罪被害者保護」の要請から刑事裁判に導入された例外的な方式（ビデオリンク）を、建物撤去の本件に適用し、最重要証人の偽証を許す訴訟指揮にふみ切りました。あげくに欠席裁判による証人の取り消しです。

実地検証せず、証人調べもしないで、どうして判決が書けるのでしょうか！ こんな裁判長は認められません。ともに抗議の声を！



仲戸川裁判長弾劾！ 欠席裁判は違法・無効だ！
こぶしを突き上げる1580人（29日成田市天神峰）

【解説】 天神峰現闘本部裁判とは……

■この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。予定地上の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こしました。

■最大争点は、地上権（反対同盟が土地を使用する正当な権利）の成否です。

■これを立証するためには①建物の二重構造（登記された木造建物の存在）を確認するための実地検証、②旧地主（石橋政次氏）の念書や地代の領収証と、そのための公正な証人調べが必要です。

■ところが仲戸川裁判長は、実地検証を拒否、最重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮にふみきました。

■私たちは、裁判官忌避を申し立て闘っています。